交付申請者の旅券の有効期間が五年未満であるときは、商用渡航カードの有効期間は当該旅券」とあるのは「有効期間は、旅券に係る訂正については当該再交付に係る当初の商用渡航カードが交付された日から起算し五年とする。ただし、当該商用渡航カード名義人の旅券の有効期間が当該再交付に係る当初の商用渡航カードの交付日から五年未満であるときは、商用渡航カードの有効期間は当該旅券の有効期間とし、それ以外の事項の訂正に係る有効期間は、前項に基づく再交付日から五年とする。ただし、商用渡航カード名義人の旅券の有効期間が当該商用渡航カードの再交付日から起算し五年未満であるときは、当該旅券の有効期間」と読み替えるものとする。

（商用渡航カードの有効期間内の申請）

第十三条　商用渡航カードの名義人は、当該商用渡航カードの残存有効期間が六月未満となった場合には、第四条の規定にかかわらず、当該商用渡航カードの有効期間内においても第三条の規定により商用渡航カードの交付を申請することができる。

2　第三条から第八条までの規定は、前項の申請に係る商用渡航カードの交付について準用する。

（書面交付による商用渡航カードの紛失、焼失又は著しい損傷の届出）

第十四条　書面により交付された商用渡航カードの名義人は、現に所持する有効な商用渡航カードを紛失し、焼失し、又は著しく損傷した場合には、遅滞なく外務大臣にその旨を届け出なければならない。当該届出後に当該商用渡航カードを発見した場合にも、同様とする。

2　書面により交付された商用渡航カードの名義人は、本邦以外の地において、現に所持する有効な商用渡航カードを紛失し、焼失し、又は著しく損傷した場合には、遅滞なく最寄りの在外公館を通じ、又は帰国後遅滞なく、外務大臣にその旨を届け出なければならない。

（前条の届出を行った者に対する商用渡航カードの再交付）

第十五条　前条に規定する届出を行った者は、当該商用渡航カードの再交付の申請をすることができる。

2　第三条から第八条までの規定は、前項の申請に係る商用渡航カードの再交付について準用する。この場合において、第三条第一項中「交付申請者」とあるのは「第十五条第一項に基づき商用渡航カードの再交付を受けようとする者（第十四条第二項に規定する届出を行った場合にあっては、当該届出を行った者、当該届出を行った者を雇用する事業主又は当該届出を行った者が指定する本邦に居住する親族を含む）（以下「第十五条第一項に基づく再交付申請者」という。）」と、同項第一号中「交付申請書」とあるのは「第十五条第一項に基づく再交付申請書」と、同項第二号から第八号、同条第二項及び第三項、第五条、第六条並びに第七条第二項中「交付申請者」とあるのは「第十五条第一項に基づく再交付申請者」と、第七条第一項中「外務大臣は」とあるのは「外務大臣は、第十四条に規定する届出があった場合には」と、第七条中「交付する」とあるのは「第十五条第一項に基づき再交付する」と、第八条中「有効期間は五年とする。ただし、交付申請者の旅券の有効期間が五年未満であるときは、商用渡航カードの有効期間は当該旅券の有効期間」とあるのは「有効期間は、第十五条第一項に基づく再交付申請者が紛失し、焼失し、又は著しく損傷した商用渡航カードの有効期間」と読み替えるものとする。

（有効期間内の申請）

第十条の二　商用渡航カードの名義人は、当該商用渡航カードの残存有効期間が六月未満となった場合には、第三条の二の規定にかかわらず、当該商用渡航カードの有効期間内においても第三条の規定により商用渡航カードの交付を申請することができる。

2　第三条から第七条までの規定は、前項の申請に係る商用渡航カードの交付について準用する。この場合において、第六条第一項中「外務大臣は」とあるのは「外務大臣は、申請者が現に有する商用渡航カードが返納されたときは」と読み替えるものとする。

（紛失、焼失又は著しい損傷の届出）

第十一条　商用渡航カードの名義人は、有効な商用渡航カードを紛失し若しくは焼失し又は著しく損傷した場合には、遅滞なく外務大臣にその旨を届け出なければならない。届出の後に当該商用渡航カードを発見した場合にも、同様とする。

2　商用渡航カードの名義人は、本邦以外の地において、商用渡航カードを紛失し若しくは焼失し又は著しく損傷した場合には、遅滞なく最寄りの在外公館を通じ、又は帰国後遅滞なく、その旨を外務大臣に届け出なければならない。

（紛失、焼失又は著しい毀損の届出を行った者に対する再交付）

第十二条　前条に規定する届出を行った者は、商用渡航カードの再交付の申請をすることができる。

2　第三条から第七条までの規定は、前項の申請に係る商用渡航カードの再交付について準用する。この場合において、第三条第一項中「本邦の商用渡航カードの交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）」とあるのは「第十一条に規定する届出を行った者のうち商用渡航カードの再交付を受けようとする者（同条第二項に規定する届出を行った場合にあっては、当該届出を行った者、当該届出を行った者を雇用する事業主又は当該届出を行った者が指定する本邦に居住する親族）と、「交付申請者」とあるのは「第十一条に規定する届出を行った者」と、第五条中「交付申請者」とあるのは「第十一条に規定する届出を行った者」と、第六条第一項中「外務大臣は」とあるのは「外務大臣は、第十一条に規定する届出を行った者が著しい毀損を事由として届け出た者である場合には、その者が現に有する商用渡航カードが返納されたときは」と、同条第二項中「交付申請者」とあるのは「交付申請者（第十一条第二項に規定する届出を行った場合にあっては、当該届出を行った者、当該届出を行った者を雇用する事業主又は当該届出を行った者が指定する本邦に居住する親族）」と、第七条中「有効期間は五年とする。ただし、交付申請者の旅券の有効期間が五年未満であるときは、商用渡航カードの有効期限は当該旅券」とあるのは「有効期限は、第十一条に規定する届出を行った者が返納若しくは紛失若しくは焼失又は著しく損傷した商用渡航カード」と読み替えるものとする。